

令和3年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
<p>大阪維新の会・ 無会派の会 代表質問 伊東 寛光 議員</p>	<p>1. 不登校児童・生徒の支援について。</p> <p>(1) フリースクールなど民間団体との連携を深めてはどうか。</p> <p>① 学校・フリースクール等連携ガイドラインを策定してはどうか。</p> <p>② 民間団体との連携協議会を設置してはどうか。</p> <p>③ Web会議アプリ等を活用した個別指導形式での支援について。 ※民間でもNPO法人等が取り組みを始めているが、市の見解を問う。</p> <p>(2) 教育指導室と子ども未来室や福祉部門との連携について。</p> <p>① 福祉と教育で一元化した対応窓口を設置してはどうか。</p> <p>② 不登校児童・生徒等への支援について、情報を一元化したWebページを作成してはどうか。</p> <p>(3) 中学校卒業後の不登校生徒等への支援について。 ・タブレット端末の貸し出し等、ICTを活用した不登校生徒等への支援をしてはどうか。</p>	<p>資料1/ 教育指導室 子ども未来室 生涯学習課</p>
	<p>3. 市庁舎の建て替えについて。</p> <p>(1) 庁議で合意形成した内容（新庁舎建設に係る施設計画詳細方針）を覆すに至った経緯について。 ※庁議での合意形成に至るまでの過程も含め、瑕疵は無かったのか。 ※どこにどのような問題点があり、どのような手続きを経て判断を覆したのか、明確にされたい。</p> <p>(2) 想定される反対意見に対して、十分に耐えうる準備を怠ったのではないのか。 ※そもそも本市は文化振興施策自体をどのように考えているのか。 ※仮移転期間中に文化団体等が活動を継続できるのであれば、本移転となっても活動自体は継続できるのではないのか。</p> <p>(3) 分散先が増えることによるメリットとデメリットについて。</p> <p>(4) 市の方針が迷走していることについて。</p> <p>① 市民の声を大切にすることは重要なことであるが、一時的な反対を押し切っても、未来のために決断しなければならないこともあるのではないのか。</p> <p>② 市長は過去にも一部の市民の声を重く受け止め、「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」を撤回したことにより、市立幼稚園の衰退を招くとともに、市の財政負担を重くする結果に至ったことがあったが、同様の失策を繰り返すつもりなのか。</p> <p>(5) この間、市政の混乱を招いた責任の所在等について、どのように考えているのか。 ※責任の所在、及び、どのように責任を取るおつもりなのかも含め、明確にされたい。</p>	<p>資料2/ 総務課 生涯学習課 子ども未来室 秘書課</p>

令和3年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
ふるさと富田林 代表質問 坂口 真紀 議員	1. 文化振興に関する本市のビジョンについて (1) 市長就任時の所信表明や施政方針に示された文化振興のビジョンについて (2) 「ふるさと富田林応援団」や「富田林市制施行70周年記念応援団」の動向について (3) 市民文化祭の今後の開催予定について (4) すばるホールでの文化団体の活動状況の把握について (5) すばるホールへ一部行政機能を移転配置することの影響について (6) 広報やすばるニュースでの「一部施設利用停止のお知らせ」の訂正と周知について (7) 文化振興の拠点施設の縮小が文化の薫り高いまちづくりと合致するのか (8) 「富田林ミュージアム構想」の推進がどのように文化振興と結びつくのか	資料3/ 生涯学習課 都市魅力課
	2. 文化財の保存と活用について (1) 富田林寺内町の大型町家の空き家対策について (2) 埋蔵文化財の保存と活用について (3) 市民学芸員制度導入について	資料4/ 文化財課
公明党 代表質問 遠藤 智子 議員	9. 環境に配慮した熱中症対策などについて (1) 若者が集うきらめき創造館（トピック）や、文化施設であるすばるホール、観光交流施設きらめきファクトリーにおける平成30年度と令和2年度の年間利用者数について (2) 上記3施設でおこなっている熱中症対策及び、市内公共施設のウォータークーラー設置状況について (3) 熱中症対策としてこれらの3施設などにウォータークーラーを設置してはどうか	資料5/ 生涯学習課 商工観光課
とんだばやし未来 代表質問 南齋 哲平 議員	5. 新しい成人式のカタチについて (1) 若者自らが作り上げる実行委員会形式の導入を提案するが、それに関する執行部の見解を府下の状況と合わせて聞く。	資料6/ 生涯学習課

令和3年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の要旨	資料/担当課
<p>日本共産党 代表質問 田平 まゆみ 議員</p>	<p>1. 市庁舎建て替えの分散配置の撤回をもとめて</p> <p>(1) 庁舎の建て替え場所を「現在地とする」という、庁舎整備基本計画策定委員会の決定を、「新庁舎とすばるホールの分庁舎方式とする」というのは基本方針の変更で、詳細方針ではない。</p> <p>市長は基本方針の変更を提案していることを認識しているのか。</p> <p>(2) 現在地を整備場所とせず、全面建て替えとしないのなら、基本方針の変更が提案されたということであり、庁舎整備基本計画策定委員会の目的が達成されていないことになり、新しい整備場所の結論が出るまで委員会の任期は継続しており、この問題は市の要綱にもとづき庁舎整備基本計画策定委員会の検討に戻すべきであり、市の要綱を無視して基本計画を変更できないものだが、市の見解は。</p> <p>(3) ① コンストラクションマネジメントコンサル会社が、基本設計の変更を指示したのか。市長がCM会社のアドバイスを無視したのか。</p> <p>② 庁舎整備基本計画策定委員会と庁舎耐震化庁内検討会議の報告を理解できないCM会社なら、8000万円は無駄使いであり、即刻選定をやり直すべきでは。</p> <p>(4) すばるホールの利用者を追い出して、市の分庁舎として「事業の効率性をはかる」としているが、文化活動や発表の場が失われる。多くの市民や利用団体の声をどう受け止めているのか。</p> <p>(5) 国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」で、すばるホールが、災害応急対策活動に必要な建築物としてもとめられている機能を確保するための耐震改修費用はどれだけ必要なのか、また市役所機能を果たさせるための改修費用はどれくらいかかるのか。</p> <p>(6) 富田林市庁舎整備基本計画では、すばるホールは「推定活断層が比較的近くに位置する」とされ、庁舎耐震化庁内検討会議報告書では、「災害時の防災拠点と考えた場合、消防本部と離れていること」や「何よりも現在のすばるホールを廃止した場合の代替え機能の確保等に支障が生じること」という評価で、不適格とされた。活断層の上にあるすばるホールへの分庁舎化は、市役所の耐震化とは逆行するものであり、市の災害対策を困難にさせると考えるが、見解を。</p> <p>(7) 市民サービスを忘れた目先の政策の圧縮や文化の切り捨てに安易に走るのではなく、積極的な文化振興や魅力あるまちづくりで、人口増と財源確保に力を注ぐべきでは。</p> <p>(8) 市役所の分庁舎化を一方的に進めるのは、市庁舎をバラバラにし、耐震化と防災拠点づくり、「コンパクト化」に反するもので、かえって費用がかかり市民負担を増やすもの、市民無視、議会軽視であり直ちに撤回すべき。市長の見解を</p>	<p>資料7/ 総務課 生涯学習課</p>
<p>自由民主党 代表質問 南方 泉 議員</p>	<p>4. 新庁舎建替えに伴いすばるホール使用について市民の声等（経過報告等）</p> <p>(1) 庁舎の分散配置を受けて多くの声が届いている。経緯と市のビジョンを聞く</p>	<p>資料8/ 生涯学習課 総務課</p>

令和3年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
個人質問 村瀬 喜久一郎 議員	<p>1. 成年年齢の18歳への引き下げに伴う、本市としての今後の対応・取組について</p> <p>(1) 本市における、主に消費者教育に関する取組について</p> <p>① 本市の小・中学校における教育の推進について（法務省・消費者庁・大阪府等が作成した資料等の活用についても）</p> <p>② 本市の小・中学校教職員の間での、情報の把握や意識共有・対応等について（文部科学省・消費者教育アドバイザーとの連携等についても）</p> <p>③ 本市の小・中学生の保護者等への周知について</p> <p>④ 市民の方々への広報・周知について（広報とんだばやし・市公式ウェブサイト・市公式LINEアカウント等にて）</p>	資料9/ 教育指導室
	<p>2. 本市における成人式（令和4年度からは「はたちのつどい」）での啓発活動について</p> <p>(1) いわゆる“デートDV”被害未然防止のための資料等配布について（堺市・八尾市・藤井寺市・熊取町等の取組を参考に）</p> <p>(2) 男性不妊を含めた不妊の存在を理解するための資料等配布について（埼玉県上尾市・朝霞市・春日部市・川口市等での取組を参考に）</p> <p>(3) 消費者トラブル未然防止のための資料等配布について</p>	資料10/ 生涯学習課 人権・市民協働課 健康づくり推進課 商工観光課

1. 不登校児童・生徒の支援について。

(1) フリースクールなど民間団体との連携を深めてはどうか。

①学校・フリースクール等連携ガイドラインを策定してはどうか。

②民間団体との連携協議会を設置してはどうか。

③Web会議アプリ等を活用した個別指導形式での支援について。

※民間でもNPO法人等が取り組みを始めているが、市の見解を問う。

(2) 教育指導室と子ども未来室や福祉部門との連携について。

①福祉と教育で一元化した対応窓口を設置してはどうか。

②不登校児童・生徒等への支援について、情報を一元化したWebページを作成してはどうか。

(3) 中学校卒業後の不登校生徒等への支援について。

・タブレット端末の貸し出し等、ICTを活用した不登校生徒等への支援をしてはどうか。

【答弁】

1. 不登校児童・生徒の支援についての(1)の①～③につきまして、関連連いたしますので一括してお答えいたします。

民間のフリースクールは、長期にわたる不登校児童生徒の教育機会を確保できる学びの場であり、公的機関につながることで困難な児童生徒にとっては重要な居場所であると認識しております。そのため、本市教育委員会では、適応指導教室に加えてフリースクール等に関する情報について、保護者や子どもたちに配布できるリーフレットを作成したところです。

加えて、フリースクール等の民間団体等を利用している不登校児童・生徒について、フリースクール等と学校が連携し、指導要録上の出席扱いとできるようにガイドラインも策定いたしました。

今後は、議員ご指摘のガイドライン策定や連携協議会の設置を含め、フリース

クール等の民間団体との連携の深め方について研究してまいります。

また、議員ご提案の Web 会議アプリ等を活用した個別指導形式は、社会や人とのつながりが希薄になりがちな児童生徒の支援として、たいへん有意義であると考えております。そのため、昨年度は、市内の特定非営利法人が実施している Web 会議アプリ等を用いての支援活動に対して後援を行いました。

本市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒や保護者の多様なニーズに対応するために、様々な選択肢を設けることが重要だと考えておりますことから、学校からの支援に加えて、民間団体による個別支援等の取り組みを応援・推進してまいります。

次に、(2) ①②につきまして順次お答えいたします。

まず、①について、お答えします。

本市におきましては、18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を切れ目なく支援するため、今年度中に、こども未来室内に子ども家庭総合支援拠点を設置する予定です。支援拠点の業務として、すべての子どもと家庭の相談を受けること、年齢による切れ目や、支援機関・組織間の切れ目を生じさせないよう継続的に支援することが求められていることから、今後は、支援拠点が窓口となり、教育指導室や福祉部門と連携を図りながら対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、②につきましてお答えいたします。

現在、本市の不登校児童・生徒等への相談支援窓口として、教育指導室のすこやか教育電話相談や適応指導教室、こども未来室の家庭児童相談、生涯学習課のひきこもり相談等がございますが、各担当課が個別に市ウェブサイト等で情報発信を行っており、相談者にとって一目では分かりにくい状況であると考えます。

今後につきましては、不登校児童・生徒の相談機関の紹介などについて、他市のウェブサイト等を参考に、情報の一元化も含めて分かりやすい情報発信について検討してまいります。

次に、(3)につきまして、お答えいたします。

中学校卒業後の不登校生徒等への支援といたしましては、議員ご指摘のように、タブレット端末等の ICT を活用した支援はたいへん有意義だと認識しております。

一方、実際の支援にあたっては、タブレット端末や教材及び支援人材の確保、適切な活用方法や申し込みに係る各種手続き方法、担当部署の検討等、取り組むべき課題も多く見られます。

こうしたことから、本市といたしましては、中学校卒業後の不登校生等への支援を充実させるため、フリースクール等の民間団体との連携拡充を図っていくこと等、効果的な支援の在り方について、今後、研究を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

3. 市庁舎の建て替えについて。

- (1) 庁議で合意形成した内容（新庁舎建設に係る施設計画詳細方針）を覆すに至った経緯について。
- (2) 想定される反対意見に対して、十分に耐えうる準備を怠ったのではないか。
- (3) 分散先が増えることによるメリットとデメリットについて。
- (4) 市の方針が迷走していることについて。
 - ① 市民の声を大切にすることは重要なことではあるが、一時的な反対を押し切っても、未来のために決断しなければならないこともあるのではないか。
 - ② 市長は過去にも一部の市民の声を重く受け止め、「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」を撤回したことにより、市立幼稚園の衰退を招くとともに、市の財政負担を重くする結果に至ったことがあったが、同様の失策を繰り返すつもりなのか。
- (5) この間、市政の混乱を招いた責任の所在等について、どのように考えているのか。

【答弁】

ご質問の3. 市庁舎の建て替えについての（1）から（5）につきまして、順次お答えいたします。

まず（1）についてですが、「新庁舎建設に係る施設計画詳細方針」は、昨年11月に策定いたしました市庁舎整備基本計画において「具体的な施設計画や財源計画を勘案しながら、設計段階において、最終的な庁舎規模を再度精査し、コンパクト化を目指す」としておりました。本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響が深刻化し、また、その収束も見通せない下で、全国各地の自治体においても新庁舎建設の財源確保や、コストダウンの議論が生じてきている状況をも踏まえまして、設計業務着手に先立ち、担当課にてその方針案を作

成し、市行政会議規則に基づく庁議にて、市の重要施策として合意形成をいたしましたことから、その過程に瑕疵はなかったものと考えております。

新庁舎建設に係る施設計画詳細方針について、本年5月27日の庁議で合意形成し、5月31日の全員協議会でご報告させていただきました。その後、7月17日の文化団体協議会説明会を実施する中で、小ホール、展示室については、文化活動の中心的な場所であるので、移転場所の見直しを求める強い意見がありました。8月3日と11日には、文化振興事業団の理事・評議員・監事に説明をし、同様の意見をいただきました。その後、8月21日の文化団体協議会役員会ですばるホールへの一部行政機能の移転について、当初の2階と3階に移転する案から4階に配置場所や配置部署の変更を検討することを改めて説明いたしました。また、その内容について8月28日の文化団体協議会理事会に諮られることを確認し、後日の理事会で一定のご理解をいただきました。そして、8月30日の庁議で、これまでの経過を報告し、すばるホールの2階3階に配置していた行政機能について、4階（一部3階アルデバラン）に集約することを確認しました。

続きまして（2）についてでございますが、この度、庁舎建て替えに伴い、市の行政機能の一部が移転することとなり、小ホールや、展示室等の利用ができなくなるという反対意見に対する代案として、大ホールや銀河の間の割引料金による利用の提案など、今後検討する方向で準備を進めておりましたが、本移転によって小ホールや展示室が永久的に使えなくなることへの利用者や団体の反対の声が、想定以上に切実で強いものでございました。

本市としましては、市民文化の振興は、本市のまちづくりにおいても重要であると認識しております。すばるホールでは、各種団体、個人にいたるまで、様々な活動や、発表の場として利用されており、行政機能の一部が移転しましても市民の自由な文化活動が、行えるように努めてまいりたいと考えております。また、それに加えまして、市民会館や生涯学習施設においても文化活動を展開していくことで、市全体として文化振興のさらなる推進に努めてまいります。

また、仮移転期間中に文化団体等が活動を継続できるのであれば、本移転とな

っても活動自体は継続できるのではないかについては、庁舎建て替えは重要な市の事業であり、建替え期間中の仮移転については、小ホールや展示室という活動拠点が一時的に利用できなくなり、その間、代替場所で窮屈な思いをしても、いずれ戻ってくるということから文化団体としても一定の理解をされておりました。しかしながら本移転の場合では、恒久的に小ホールや展示室などの諸室が利用できなくなることから、絶対に容認できない意見が大勢でございました。

続きまして（３）についてでございますが、行政機能の分散先が増えることにつきましても、既存の公共施設をより有効活用できる点がメリットであると考えております。一方、デメリットとしましては、新たに消防庁舎の改修が必要となったこと、民間テナントを借用する必要性が生じたこと、ならびにすばるホールの行政機能配置変更による利用料金相当額の負担が増加する見込みであること、これらの要因により新たなコストの増加が生じます。また、庁舎に訪れられる方々に混乱を招いてしまう可能性があること、ならびに事務の円滑な執行に課題が生じることが想定されますことから、分散先が増えることによる関係費用の増大を可能な限り抑えるとともに、配置されます部署の業務特性を検証し、それぞれの庁舎への来庁者の方々の利便性を損なわないような整備について、設計業務の中で検討を進めてまいります。

続きまして（４）の①についてでございますが、今回の庁舎建て替えは、重要な市の事業であり、既存の公共施設を有効活用することにより、仮設庁舎の建設を省き、事業費の縮減を図るためにも、すばるホールの中に行政機能の一部が移転することは、必要であると考えております。一方、すばるホールは市民文化の振興を図るための施設であり、利用者の皆様の声をきく中で、文化活動への影響をできるだけ少なくする必要があると判断しました。そのため、すばるホールへの行政機能の移転そのものは変更せず、当初予定していた配置部署・配置場所の変更を行うことで、一定のご理解をいただいたものでございます。

②についてでございますが、平成３０年８月にお示ししました、「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針（素案）」につきましては、市民からの「市立幼稚園の

「廃園反対の署名」の提出とともに、「新堂幼稚園の廃園に反対する請願書」及び「伏山台・川西・彼方幼稚園の廃園に反対する請願書」が、平成30年12月市議会にて賛成多数で採択されました。

このことを重く受け止め、令和元年6月に素案をゼロベースで見直すこととし、その後、タウンミーティングでお聞きした市民の皆さまからのニーズが高い「3年保育」「預かり保育」「園での給食」などを実施いたしました。その結果、今年度3歳児につきましては、101人の児童が入園しており、各事業についても市民の皆さまから高い評価をいただいております。

しかし、議員ご指摘の通り財政負担は重くなっていることから、施設の再配置を進めるため、新たな「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」を今年度中に策定してまいります。

最後に（5）についてでございますが、ご承知のとおり、庁舎建て替えは何十年に一度の大事業であり、非常に大きな財源も必要となります。この間、厳しい財政状況の中で、出来るだけ建設費を抑えて、将来負担を減らすように検討を行ってまいりました。

そして、5月の全員協議会で議員の皆様に、庁舎の一部をすばるホールに移転し分庁舎化する「新庁舎建設に係る施設計画詳細方針」を示させていただき、その後、関係団体の皆様にもご理解を求めてまいりましたが、残念ながら原案についてはご了解いただけず、ご意見をを受けて修正をさせていただいたところです。この間、市政の混乱を招いたという議員のご指摘につきましては、真摯に受け止めさせていただきます。

その責任の所在は、言うまでもなく市政の最終責任者である、市長の私にあります。改めて、新庁舎建設に向けてしっかりと取り組んでいくことが私の責任であると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でお答えとさせていただきます。

1. 文化振興に関する本市のビジョンについて

- (1) 市長就任時の所信表明や施政方針に示された文化振興のビジョンについて
- (2) 「ふるさと富田林応援団」や「富田林市制施行70周年記念応援団」の動向について
- (3) 市民文化祭の今後の開催予定について
- (4) すばるホールでの文化団体の活動状況の把握について
- (5) すばるホールへ一部行政機能を移転配置することの影響について
- (6) 広報やすばるニュースでの「一部施設利用停止のお知らせ」の訂正と周知について
- (7) 文化振興の拠点施設の縮小が文化の薫り高いまちづくりと合致するのか
- (8) 「富田林ミュージアム構想」の推進がどのように文化振興と結びつくのか

【答弁】

ご質問の1. 文化振興に関する本市のビジョンについての(1)について、お答えいたします。

文化振興に関する所信表明としましては、「子どもたちへの伝統芸能継承や若者たちの文化芸術活動に対する支援を行うことで、元気なふるさと富田林を支援してまいります」と表明し、令和3年度施政方針におきましては、「富田林まちかどミュージアムを拡充し、より多くの皆様にご覧いただけるよう進めてまいります。」と方針を示しました。文化振興への取り組みとしましては、生涯学習の分野だけではなく、学校教育や子育て、観光や人権など幅広い行政分野に関連するものと考えております。

なお、ご指摘いただいているように、現在のところ、本市の文化振興に対するビジョンをとりまとめたものはございません。

続きまして、(2)について、にお答えいたします。

「ふるさと富田林応援団」は、本市にご縁をお持ちの方に、可能な範囲で本市を応援していただくことを目的に本年2月に設置いたしました。昨年度に市制施行70周年記念事業として設置しました「市制施行70周年記念応援団」で協力をいただきました方の中から、33名の皆さまには、引き続き、「ふるさと富田林応援団」にご参加いただいております。この中には、音楽や舞台など文化に係られる方もおられますことから、その絆や繋がりを今後も活かすことは、本市の文化振興に必要と考えております。

続きまして、(3)(4)は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

市民文化祭は、文化団体協議会が、文化振興のために、すばるホールの2階ホール、小ホール、3階展示室等を使用して、毎年実施しておりました。しかしながら、本年及び昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされ、大半の大会が実施を見送っているところでございます。文化事業全般としましては、一部は動画配信などの手法により継続している場合もありますが、大半のイベントは「生きた舞台活動」であって、映像ではなく直接観客の前で演じることが基本となっています。コロナが収束した暁には、従来どおりの形に戻って、生きた舞台芸術を復活できることを望んでいるところでございます。

すばるホール利用者は、令和元年度で言いますと市民文化祭の出演者数は、1,837人 入場者数は、5,372人と聞いておりまして、合計7,209人と、活発な状況でございます。市民美術工芸展をはじめとして、どの大会も市民の皆様の日々の活動や成果を発表できる数少ない機会として、すばるホールのホールや展示室、小ホールなどを文化振興拠点施設として御利用いただいているところです。さらに市民文化祭以外の文化活動につきましても、指定管理者である文化振興事業団と連携して情報を共有しています。

続きまして、(5)について、お答えいたします。

市として、新型コロナウイルス感染症による影響が深刻化し、また、その収束も見通せない下で、全国各地の自治体においても新庁舎建設の財源確保やコスト

ダウンの議論が生じてきている状況も踏まえたものです。新庁舎建設に係る施設計画詳細方針について、文化振興事業団や文化団体協議会の皆さんにこの間の説明を行い、小ホール、展示室については、活動の中心の場所として、見直しを求める声が多くございました。活動拠点を維持する観点から、小ホール、展示室、ふれあい広場、清光の間、会議室1、音楽練習室について、これまでどおり、ご利用いただけるよう検討しており、8月28日に、文化団体協議会の理事会には、一定ご理解いただいております。ただ、議員ご指摘のとおり、8月31日の文化振興事業団へ説明を行いましたが、同意いただけませんでした。

なお、利用者の皆様が、文化活動にできるだけ支障をきたさないよう、4階（一部3階アルデバラン）に集約して行政エリアと文化活動エリアを分ける方策を講じて、できる限り配慮したものでございます。また、エレベーターの増設を要望されておりますが、費用面から難しいものと考えており、銀河の間の、代替案としてすばるホール小ホール及び市民会館中ホールを利用いただくなどご理解を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、(6)について、にお答えいたします。

市広報令和3年5月号、及び、すばるニュース5月、7月号において、小ホール、会議室1、展示室、清光の間、アルデバランについて利用停止のお知らせを掲載しております。これは、当初、市庁舎建て替え工事に伴う、行政機能の一部部署の仮移転のため、令和4年7月から利用できなくなることから、利用申し込みの停止についてお知らせしたものでございます。

しかしながら、現在、すばるホールにおける一部行政機能移転に伴い配置部署・配置場所の変更を検討しているところで、未だ決定に至っていないため、申込停止を継続しておるものでございましたが、決定したかのような、誤解を招く表現で混乱とご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。現在、小ホール、展示室、会議室1については来年の7月以降の予約ができなくなっておりますが、これに関しても公平性を担保しながらかつ早急に仮予約ができるよう、ウ

ウェブサイト及び館内の貼り紙等により対応してまいります。なお、あらためて内容が確定次第、早急に市ウェブサイト、市広報、すばるニュースにて市民の皆様にお詫びと訂正を行うとともに、受付開始の周知を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、(7) について、にお答えいたします。

すばるホールは市民文化の振興を図るための施設であり、今後、すばるホールの中に行政機能の一部が移転しましても、市民文化の振興を図る施設として位置づけが変わるものではなく、市民が自由な文化活動を展開できるとともに、文化団体の皆様がこれまで築いて来られた文化芸術の歴史と土壌を発展させ、未来へつなげていけるよう、また、文化という横串を通すことによって縦割りの弊害をなくす「行政の文化化」の視点も踏まえ文化振興の更なる推進に努めてまいります。

続きまして、(8) について、にお答えいたします。

富田林ミュージアム構想の一環としまして、「まちかどミュージアム事業」を実施しております。市民が創作した絵画や写真等の芸術作品を市内の公共施設等に幅広く展示して、多くの市民の皆さんが様々な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、展示する機会も増やし、たとえば、お地蔵さんを紹介した「ごりやくめぐり」灯籠などの史跡巡りなども地域の歴史・文化・芸術遺産ととらえ、市民が親しんでいく活動も事業の一つとして本市の文化振興を推進しています。

いずれにいたしましても、すばるホールは市民文化の振興を図るための施設であり、すばるホールの中に行政機能の一部が移転しましても、市民文化の振興を図る施設として位置づけが変わるものではございません。今後につきましては、本市の文化振興の方向性を指し示す文化芸術振興ビジョンの作成について、ふるさと富田林応援団をはじめとしてプロの方々の意見を聞き入れるなど具体化する方向で検討してまいります。

2. 文化財の保存と活用について

- (1) 富田林寺内町の大型町家の空き家対策について
- (2) 埋蔵文化財の保存と活用について
- (3) 市民学芸員制度導入について

【答弁】

それでは、2、文化財の保存と活用についての（1）から（3）について、順次お答えいたします。

まず、（1）についてでございますが、富田林寺内町は、昭和40年代より地域住民の方々を中心に町並み保存に取り組んでいただいた成果もあり、平成9年に一部が、平成30年には全域が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地域にお住まいの方と連携して町並み保存に取り組んでまいりました。

その間、本市としては、町家の修理・修景を始め、じないまち交流館の建設、道路の美装化、防災施設の整備など、様々な整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、昨今の課題の一つとして、建造物の老朽化や世代交代などによる空き家問題があり、富田林寺内町においても、特に大型町家の空き家については、老朽化による修理に多額の費用も掛かることから、利活用が進んでいないのが現状で、本市としても課題のひとつだと認識しております。

議員ご提案の伝統的建造物群保存審議会での専門部会の設置につきましては、必要な調査研究をするために、審議会に専門部会を置くことができると定義されており、現在、修理修景事業の検討や伝統的建造物の新規特定などの建築分野の専門的部会を設置しているところでございます。

本市といたしましては、空き家の適正管理及び有効活用は、富田林寺内町だけでなく、市全域で取り組むべき課題であると考えております。

このようなことから、伝統的建造物群保存審議会における大型町家の空き家対策専門部会の設置は厳しいものと考えております。

一方で、文化財を取り巻く様々な課題もありますことから、まず、文化財行政のマスタープランとして、目指す方向性を定める文化財保存活用地域計画の策定の準備を進めているところでございます。

今後は、大型町家の空き家対策も含め寺内町の課題整理を行い、計画策定の中で、伝統的建造物群保存審議会の意見も伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)についてでございますが、本市では、中学校の余裕教室を活用した埋蔵文化財センターで、発掘調査での出土遺物の整理作業と保管を行うとともに、施設の一室で出土品の展示をするなど、文化財の保護・活用に取り組んでまいりました。

現在では、埋蔵文化財センターの保管スペースだけでは収まらず、小学校の余裕教室などを利用し、出土遺物や民俗資料を分散保管しております。また、寺内町センターやかがりの郷での常設展示や観光交流施設きらめきファクトリー等でのスポット展示などを行っているのが現状でございます。

今後も増加が予想される文化財を次世代に残すためには、歴史的な資料を適切に保管、保存することなど本市の抱える実情と課題の整理が必要と考えます。

このような中で、本市では、自宅にしながら本市の歴史・文化を学べるように、インターネット上にデジタルアーカイブを構築し、多くの皆さんに本市の文化財を知っていただける機会を設けておりますが、ディスプレイ上の仮想体験であるため、実際に見たり触れたりする機会の代替えにはならないと認識しており、恒久的な展示施設の必要性についても十分理解しているところでございます。

しかしながら、財源の確保など本市を取り巻く環境は厳しさを増しており、博物館や資料館などの新たな公共施設の建設については、早期実現が難しい状況でございますが、議員ご提案の伝統的建造物における埋蔵文化財の活用は、本市らしい手法の一つとして、参考にさせていただき、引き続き、埋蔵文化財センターや他の公共施設の有効的な活用などを含め調査、研究してまいりたいと考えてお

ります。

続きまして(3)についてでございますが、文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民的財産でございます。

一方で、社会状況の変化により過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されるなか、文化財は、開発・災害の消滅危機だけでなく、文化財担い手の不在による散逸・消滅の危機にも直面しているところでございます。

そのような状況の中、文化財の継承に欠かすことのできないのが、地域住民の存在であり、文化財を通じてふるさとへの理解を深め、文化継承の担い手として様々な活動に参画することが、重要であると考えております。

議員ご提案の市民学芸員は、一定期間の養成講座を受講され、基礎知識を身につけ、博物館などのフィールドにおける展示や講座など学芸業務のサポーターと位置付けられています。

本市におきましても、市民の方が考古学や文化遺産等の研究を熱心にされ、それらをテーマに講演や講座などの活動もされておられます。

今後におきましては、文化財の活用を担っていただける、活動環境を含めた仕組みづくりを構築するために、関係各課と連携をするとともに、本市への誇りと愛着を醸成できる取り組みを推進してまいります。

9. 環境に配慮した熱中症対策などについて

- (1) 若者が集うきらめき創造館（トピック）や、文化施設であるすばるホール、観光交流施設きらめきファクトリーにおける平成30年度と令和2年度の年間利用者数について
- (2) 上記3施設でおこなっている熱中症対策及び、市内公共施設のウォータークーラー設置状況について
- (3) 熱中症対策としてこれらの3施設などにウォータークーラーを設置してはどうか

【答弁】

ご質問の9. 環境に配慮した熱中症対策などについての(1)(2)(3)について、順次お答えいたします。

近年、地球温暖化の影響による気温の上昇や新型コロナウイルス感染症によるマスク着用により、熱中症リスクが高くなっております。本市消防本部の発表によりますと、令和2年4月から9月におきまして、97人（富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村）が、救急搬送されました。

議員ご質問のきらめき創造館（トピック）、すばるホール、観光交流施設きらめきファクトリーにおきましては、熱中症による緊急搬送事例がございませんでした。

まず、(1)についてでございますが、きらめき創造館（トピック）の利用者数は、平成30年度が48,308人、令和2年度が23,882人、すばるホールは、平成30年度が211,685人、令和2年度が61,259人、観光交流施設きらめきファクトリーは、平成30年度が27,880人、令和2年度が16,101人でございます。これは、議員ご質問のとおり、新型コロナウイルス感染症による休館や開館時間の短縮等が影響しております。

次に、(2)についてでございますが、ご質問にありました3施設につきまし

ては、空調設備を設置し、熱中症対策として、室温調整に気を配るとともに、館内で休憩していただけるスペースの確保や自動販売機の設置、熱中症対策の注意喚起など、適切な対応に努めているところでございます。

また、市内公共施設のウォータークーラーの設置状況でございますが、ウォータークーラーには、冷温水の切り替えや水温調整ができるものや、マイボトル（水筒）に給水できるようなものなど様々な種類がございます。現在、本市には、総合福社会館に、給茶機が1台ございます。

次に、(3)についてでございますが、水温調整ができるウォータークーラーを設置すれば、熱中症の予防対策として、常時、適温の飲料水を飲むことができます。また、マイボトルに直接給水が可能なウォータークーラーを設置すれば、マイボトルの利用が増えることで、ペットボトル等のプラスチック排出削減の環境対策に寄与することが期待できます。

一方で、来館者の多くは飲み物持参で来館され、また、各施設には、自動販売機を設置しておりますことから、導入にあたっては、近隣市町村の導入状況や、維持管理費を含めた費用対効果を考慮し、研究してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

5. 新しい成人式のカタチについて

- (1) 若者自らが作り上げる実行委員会形式の導入を提案するが、それに関する執行部の見解を府下の状況と合わせて聞く。

【答弁】

ご質問の5. 新しい成人式のカタチについての(1)について、お答えいたします。

成人式は、新成人にとって一生に一度の大切な行事であることから、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、開催したところです。

また、本市の式典においては、従前より新成人の中から、記念品や花束の贈呈、誓いの言葉の朗読をしていただく方を募集し、ご協力いただいているところです。

議員ご紹介の、堺市の成人式でございますが、地域ボランティアや市職員とともに新成人等にも参入してもらい、第2部のアトラクションを中心とした運営・企画を担当されておられます。

大阪府の令和2年度調査によりますと、若者が参画する実行委員会形式又はそれに類する形で実施されている成人式は、約20市町村でございました。実行委員会等の形態としては、新成人のみで組織された運営形態のもの、新成人とOB・OGの参画によるもの、市職員と新成人により組織されたものなど様々な形態がございました。

成人式を若者自身で作る取組としては、実行委員会形式は、積極的な参加を期待できる有効な手法のひとつであると考えます。

本市におきましては、「富田林市若者条例」を制定し、若者の自主性を培い、尊重するとともに、若者、市民等、市が、相互の理解と連携のもとに協働して取り組むことを理念として掲げておりますことから、成人式の進め方については、広く若者の意見を参考にして進めてまいります。

なお、実行委員会形式については、今後、他市の事例を参考にし、調査研究してまいりたいと考えます。

1. 市庁舎建て替えの分散配置の撤回をもとめて
 - (1) 庁舎の建て替え場所を「現在地とする」という、庁舎整備基本計画策定委員会の決定を、「新庁舎とすばるホールの分庁舎方式とする」というのは基本方針の変更で、詳細方針ではない。

市長は基本方針の変更を提案していることを認識しているのか。
 - (2) 現在地を整備場所とせず、全面建て替えとしないのなら、基本方針の変更が提案されたということであり、庁舎整備基本計画策定委員会の目的が達成されていないことになり、新しい整備場所の結論が出るまで委員会の任期は継続しており、この問題は市の要綱にもとづき庁舎整備基本計画策定委員会の検討に戻すべきであり、市の要綱を無視して基本計画を変更できないものだが、市の見解は。
 - (3) ① コンストラクションマネジメントコンサル会社が、基本設計の変更を指示したのか。市長がCM会社のアドバイスを無視したのか。
② 庁舎整備基本計画策定委員会と庁舎耐震化庁内検討会議の報告を理解できないCM会社なら、8000万円は無駄使いであり、即刻選定をやり直すべきでは。
 - (4) すばるホールの利用者を追い出して、市の分庁舎として「事業の効率性をはかる」としているが、文化活動や発表の場が失われる。多くの市民や利用団体の声をどう受け止めているのか。
 - (5) 国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」で、すばるホールが、災害応急対策活動に必要な建築物としてもとめられている機能を確保するための耐震改修費用はどれだけ必要なのか、また市役所機能を果たせるための改修費用はどれくらいかかるのか。
 - (6) 富田林市庁舎整備基本計画では、すばるホールは「推定活断層が比較的近くに位置する」とされ、庁舎耐震化庁内検討会議報告書では、「災害時の防災拠点と考えた場合、消防本部と離れていること」や「何よりも現在のすばるホールを廃止した場合の代替え機能の確保等に支障が生じること」という評価で、

不適格とされた。活断層の上にあるすばるホールへの分庁舎化は、市役所の耐震化とは逆行するものであり、市の災害対策を困難にさせると考えるが、見解を。

(7) 市民サービスを忘れた目先の政策の圧縮や文化の切り捨てに安易に走るのではなく、積極的な文化振興や魅力あるまちづくりで、人口増と財源確保に力を注ぐべきでは。

(8) 市役所の分庁舎化を一方向的に進めるのは、市庁舎をバラバラにし、耐震化と防災拠点づくり、「コンパクト化」に反するもので、かえって費用がかかり市民負担を増やすもの、市民無視、議会軽視であり直ちに撤回すべき。市長の見解を

【答弁】

ご質問の1. 市庁舎建て替えの分散配置の撤回を求めて(1)から(3)については、関連しますので一括してお答えいたします。

昨年11月に策定しました「市庁舎整備基本計画」においては、「第4章 庁舎の整備の場所」として、すばるホールを含めました複数の場所での建て替えを検討しましたが、総合評価として一番点数の高かった現在地を整備場所として選定いたしました。設計業務を進めるに際し、整備基本計画の基本方針5「将来の変化に柔軟に対応できる～経済的で合理的な庁舎～」に基づき、さらに基本計画にて検討事項としていた内容を改めて検証いたしました。本市としましては、新型コロナウイルス感染症による影響が深刻化し、またその収束も見通せない下で、全国各地の自治体においても新庁舎建設の財源確保や、コストダウンの議論が生じてきている状況を踏まえ、よりコンパクト化をめざす観点から検討を行い、先の整備場所として候補地として挙がっておりましたすばるホールに、庁舎機能の一部を配置し、新庁舎の建設規模の最適化を図ることが必要であると判断したものでございます。従いまして、この方針は、基本計画策定委員会によって策定さ

れました市庁舎整備基本計画に基づいて、設計業務に先立って本市の方針を示したものでありますことから、基本方針の変更というのではなく、市庁舎整備基本計画策定委員会設置要綱の規定のとおり計画策定を以て委員会は廃止されたものでございます。

また、詳細方針につきましては、本年4月に本市より設計業務受託業者に指示したものでございます。コンストラクションマネジメント業務においては、本方針に基づき、中立性を保ちながら、設計内容の品質、スケジュール管理、コスト管理の他、設計での懸案事項など、各種マネジメントを行っており、必要な業務を着実に履行されているところでございます。

続きまして（4）でございますが、すばるホールは、各種団体、個人にいたるまで、発表の場や活動の拠点として利用されている施設であることは十分認識しております。

また、市民文化の振興は、本市のまちづくりにおいても重要であると認識しております、本市といたしましては、すばるホールへの庁舎移転に関して、サテライト設計室をはじめとしたワークショップや、文化団体協議会、文化振興事業団との協議などで頂いた、ご意見を踏まえまして、できる限り文化活動に支障が出ないように、小ホール、展示室、ふれあい広場、清光の間、会議室1、音楽練習室について、これまでどおりご利用いただけるように考えております。

行政機能については、4階（一部3階アルデバラン）に集約し、市民の文化活動や発表の場に、できる限り支障が出ないように、努めてまいりたいと考えております。

続きまして（5）（6）についてまとめてお答えいたします。

ご質問の「官庁施設の総合耐震計画基準」は、公共施設の耐震性能を機能分類し基準を定めたものでございます。本市といたしましては、この基準に基づきすばるホールを災害時に活用が求められる機能を有する施設として位置付けておりますが、建築基準法上、すばるホールは新耐震基準で建築されていることから、耐震補強の必要はないものと考えております。

また、ご質問にあります活断層につきましては、国土地理院の活断層図ホームページに、すばるホール位置近くに「推定活断層（位置やや不明確）」と記されており、基本計画においても課題ではないとA評価をしており、問題はないものと考えております。

続きまして（7）についてでございますが、一般的に、文化芸術について関わることは、市民が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものでございます。本市としましても、文化を振興する重要性は、認識しているところでございます。

たとえば、地域のコーラスグループ等に参加して日々活動することにより、新たな仲間との交流が生まれることで生きる意欲を見出す事例や、絵画サークルの中で日々の創作活動を続けることによって魅力ある生きがいを持つこととができた事例など、何物にも代えがたい心のよりどころとなるものでございます。文化振興は市民に活力を与える重要な施策であり、その施策の推進が、魅力あるまちづくりにつながるものと考えています。

最後に（8）について、お答えいたします。

今回の分庁舎案につきましては、将来的な財政負担を少しでも軽減し、厳しい状況の中にあっても健全な財政運営が持続できるよう、建設します新庁舎の規模をコンパクト化するための方針でございます。

今後も持続可能な行財政運営に努めながら、本市が定住の場として選ばれるような魅力あるまちづくりを実現するための施策に取り組んでまいります。

4. 新庁舎建替えに伴いすばるホール使用について市民の声等（経過報告等）

（1）庁舎の分散配置を受けて多くの声が届いている。経緯と市のビジョンを聞く。

【答弁】

ご質問の4. 新庁舎建替えに伴いすばるホール使用について市民の声等（経過報告等）の（1）につきましてお答えいたします。

庁舎の分散配置における行政機能の一部移転につきましては、はじめに本年4月26日の全員協議会で、すばるホールへの仮移転から本移転に変更したことを説明させていただき、5月27日の庁議で改めて新庁舎建設に係る施設計画詳細方針についての詳細を確認したうえで、5月31日の全員協議会ですばるホールの2階と3階に本移転する説明をさせていただきました。

その後、市民向けワークショップを行うとともに、7月17日の文化団体協議会、8月3日、11日の文化振興事業団にそれぞれ移転の説明会を行いました。その中では、2階3階の小ホール・展示室については、文化活動の中心となる場所であるので、移転場所の見直しを求める強い意見がありました。

団体や市民の皆様からのご意見をお受けしまして、すばるホールにおける一部行政機能の移転に伴い配置部署及び配置場所について再度検討を行い、行政機能を4階（一部3階アルデバラン）に集約し、できる限り文化活動に支障が出ないように、小ホール、展示室、ふれあい広場、清光の間、会議室1、音楽練習室を今までどおりご利用いただける案で、8月28日に文化団体協議会理事会で一定のご理解をいただきました。

8月31日には、文化振興事業団へ改めて説明しましたが、同意には至りませんでした。

今回の分散配置案につきましては、将来的な財政負担を少しでも軽減し、厳しい状況の中にあっても健全な財政運営が持続できるよう、建設します新庁舎の規

模をコンパクト化するための方針でございます。

この方針により、庁舎機能が分散化いたしますが、現在進めております設計の中で、業務の特性を検証し、すばるホールへの来庁者の利便性を損なわないような整備について検討を進めてまいります。

また、今後の人口推計やA I技術の進歩、自治体D Xの推進により、将来的には、行政機能の必要規模が縮小し、すばるホールに配置した部署も、新庁舎への収容が見込めると推測しているところです。

本事業は、今後何十年と利用する庁舎を建て替える事業であり、本市にとってもこれまでになかった規模の取り組みであります。市庁舎整備基本計画で掲げた基本理念であります「富田林の創生拠点」として市民の皆様が主役となり、誇りを持てる庁舎となるよう全力で取り組んで参ります。

以上でお答えとさせていただきます。

1. 成年年齢の18歳への引き下げに伴う、本市としての今後の対応・取組について

(1) 本市における、主に消費者教育に関する取組について

①本市の小・中学校における教育の推進について

(法務省・消費者庁・大阪府等が作成した資料等の活用についても)

②本市の小・中学校教職員の間での、情報の把握や意識共有・対応等について

(文部科学省・消費者教育アドバイザーとの連携等についても)

③本市の小・中学生の保護者等への周知について

④市民の方々への広報・周知について

(広報とんだばやし・市公式ウェブサイト・市公式LINEアカウント等にて)

【答弁】

1. 成年年齢の18歳への引き下げに伴う、本市としての今後の対応・取組についての(1)の①から④につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が平成30年に成立し、令和4年4月1日から施行されます。

これを受け、本市の学校におきましても学習指導要領に則り、消費者教育を進めているところでございます。具体的には中学校で、家庭科の中で計画的な金銭管理として、悪質商法について売買契約の仕組みを踏まえながら考え、ロールプレイングを通して対応を学ぶなど、中学生の身近な消費行動と関連させながら未成年者取消権等についても学習しております。また、ゲーム課金やネットバンキング、著作権侵害等についても正しい知識が得られるよう、大阪府が作成している啓発チラシや商工観光課から提供された資料等も活用しているところでござい

ます。

他にも、本市の中学校では、令和元年から金銭教育について大阪府の研究指定を受け、今年の1月にその成果をWEB上で発表したところでございます。研究発表では、賢い消費者になるために金融広報アドバイザーから学んだ内容や、プロバスケットボールコーチからチーム経営・運営について学んだ内容に関する生徒の感想が盛り込まれており、そこに消費者意識の芽生えを伺うことができました。

並びに、今年度からは小学校でも同研究指定を受け、3年生から6年生までの消費者教育に関する指導計画を作成するとともに、ネットショッピングやゲーム課金を題材に情報モラル学習を効果的に取り入れ、子どもたちに情報を見抜き活用する力や、消費者トラブルを未然に防ぐことができる力の育成を進めているところでございます。

今後はこれらの取組内容を学校のホームページに掲載することで、広く市民の方々に周知するとともに、各家庭で保護者と子どもが消費者教育について話し合える契機にしたいと考えております。さらに、各校の発信をもとに小・中学校教職員が情報共有し、校種間で切れ目のない消費者教育を進めたいと考えております。

本市教育委員会といたしましては、成年年齢の引き下げ後も本市の子どもたちが賢い消費者として社会生活が送れるよう、今後も学習指導要領をベースに法務省や消費者庁、大阪府が作成する資料や消費者教育アドバイザーの活用方法について研究することで、よりよい消費者教育を進めてまいります。

2. 本市における成人式（令和4年度からは「はたちのつどい」）での啓発活動について

- (1) いわゆる“デートDV”被害未然防止のための資料等配布について
(堺市・八尾市・藤井寺市・熊取町等の取組を参考に)
- (2) 男性不妊を含めた不妊の存在を理解するための資料等配布について
(埼玉県上尾市・朝霞市・春日部市・川口市等での取組を参考に)
- (3) 消費者トラブル未然防止のための資料等配布について

【答弁】

ご質問の2. 本市における成人式（令和4年度からは「はたちのつどい」）での啓発活動について、順次お答えいたします。

成人式は、満20歳を迎える新成人を対象に社会人としての自覚と行動を促し、大きく成長していただくためのお祝いとして、毎年、開催いたしております。

成人式におきまして、毎年、本市から記念品をお送りしておりますが、年金制度や検診、依存症などに関するチラシやパンフレットを担当課からの依頼に基づいて、一緒にお渡しし、啓発しているところでございます。

また、目に留まりやすい式典会場の入口にも、担当課の依頼に基づいて、チラシやパンフレット等を配置し、啓発に努めております。

まず、(1)についてでございますが、デートDVは、交際相手からの暴力で、殴る、蹴るなどの身体への暴力や言葉による暴力、強い束縛、金銭を要求する経済的な暴力、性的な暴力があり、相手を支配しようとするために暴力がふるわれます。

被害者は、その行為が暴力であることに気づかず、一人で悩みを抱え込み、誰にも相談できない状況にあり、また、加害者も気づかないうちに暴力的な態度をとってしまうことがあります。

いかなる理由があっても、暴力は許されない行為です。本市では、大阪府や国が作成した啓発冊子やリーフレットによる啓発や、SNSなどをはじめとする様々な相談窓口を案内するなど被害者支援に努めているところです。議員のご提案につきましては、デートDVは若年層に多く見られることから、他市の事例を参考にしながら、成人式での啓発について検討してまいります。

次に、(2)でございますが、保健センターでは、現在、市立中学校において、望まない妊娠を防ぐことを目的に性に関する教育である「いのちの教育」を実施しております。

一方で、不妊に関しましては、晩婚化が進んでおりますことから、以前よりも問題が顕在化しているところでございます。

とりわけ、不妊は男女双方の問題として夫婦そろって取り組むものであることの認識を拡げることが重要であると認識しております。

議員ご指摘のとおり、不妊につきましては多くの若者に正しい知識を身に付けてもらう事が重要であると考えておりますことから、本市としましても、今後、他市の先進事例を参考にしながら、適切な啓発方法につきまして、調査研究してまいります。

最後に、(3)でございますが、現在のところ、若年層に対する消費生活センター及び消費者ホットライン認知度向上のため、本市独自の啓発グッズを作成し、成人式会場にて配布いたしております。

議員ご指摘のとおり、若年層の消費者トラブルは年々増加傾向にあり、啓発の重要性は高まってきていると認識しております。

社会経験の乏しい若年層がこのようなトラブルに巻き込まれないため、市としましても周知の機会を捉えて、啓発を行う必要があると考えておりますので、今後、若年層に関する消費者トラブル未然防止資料の配布を検討いたします。

以上でお答えとさせていただきます。